

**高齢者を守る お助けかわらばん**

**覚えのない未納料金の請求にご注意!!**

知らない番号ね  
●自動音声  
こちらは●●です  
未納料金があるため  
法的措置に移ります  
オペレーターにつなぐ場合1を押してください

オペレーターにつなぐと—  
コンビニで  
電子マネーを購入して  
未納料金を支払わないと  
裁判にかけられます  
大変!!

電子マネーを購入しました  
番号は〇〇〇〇です  
守秘義務があるので誰にも  
話さないように

一度騙されると次々に—  
他にも未納料金があります  
弁護士です  
裁判の取り下げ料10万円です  
追加で50万円必要です

©埼玉県消費生活課

**消費者ホットライン** ☎ 188  
**問い合わせ**  
日高市消費生活相談センター  
☎ 042-989-2111

**帯状疱疹ワクチンの接種期間にご注意ください**

乾燥組み換え帯状疱疹ワクチン(活性化ワクチン)は、標準的には2か月の間隔をおいて2回接種します。希望する人は、お早めに接種を受けてください。

**定期予防接種の接種期間**

4月1日から帯状疱疹予防接種が予防接種法に基づく定期接種となりました。

市では、50歳以上の市民を対象に、任意の帯状疱疹ワクチン予防接種について、費用の一部を助成しています。任意接種の助成制度については3月末までに接種を完了した人を対象に、9月

接種期間 3月31日(火)まで  
※3月31日火を過ぎた場合、全額自己負担となります。

**日高市帯状疱疹予防接種費用助成事業**

日高市は、50歳以上の市民を対象に、任意の帯状疱疹ワクチン予防接種について、費用の一部を助成しています。

問い合わせ ☎ 042-989-2111

**重度心身障がい者医療費の助成対象を拡大します**

精神障害者保健福祉手帳2級所持者も対象となります。

**対象** 65歳未満で精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けている人(所得制限あり)

**内容** 自立支援医療(精神通院医療)を

末の申請をもって、終了となります。  
問い合わせ 保健相談センター健幸のまち推進担当 ☎ 042-985-5122

**高齢者の障がい者控除**

65歳以上で日常生活に支障のある人に、税控除対象者認定書を発行します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**認定要件** ※費用の負担はありません。

**特別障がい者控除対象者**

○要介護4または5に認定されている人

**交通規制のお知らせ**

第24回奥むさし駅伝競走大会のため、国道299号(正丸トンネル入口から飯能市内まで)は、交通規制が実施されます。なお、う回は名栗方面(山伏峠)へお願いします。

**問い合わせ** 1月25日(日)  
**規制時間** 午前8時30分～正午  
**問い合わせ** 奥むさし駅伝競走大会実行委員会事務局 ☎ 042-972-6028

**日高市消防団出初式および消防功労者等の表彰式**

出初式と消防功労者、防火PRボスター受賞者の表彰を行います。式典終了後、消防車で防火パレードを行います。どなたでも、お気軽にご来場ください。雨天時は屋内にて、関係者のみで表彰式を行います。

**日時** 1月11日(日)午前8時～30分から(雨天中止)  
**場所** 市役所西側駐車場 機管理課防災・消防担当

**問い合わせ** 危機管理課防災・消防担当 ☎ 042-929-9120

**令和8年度学校給食用物資納入事業者の登録申請**

受付期間 2月1日(日)～15日(日)午前8時～正午、午後1時～4時45分(土・日曜日、祝日を除く)

**対象** 令和7・8年度日高市物品等競争入札参加資格者

**申請書類**

- ①学校給食用物資納入事業者登録申請書(令和8年度)
- ②印鑑登録票
- ③納税証明書(最新の市区町村民税)
- ④食品衛生監視票(最新のもの)
- ⑤細菌検査(検便)結果表
- ⑥営業概要および経歴書(初回申請者のみ)
- ⑦申請方法 郵送(必着)または直接左記へ問い合わせ ☎ 042-985-5122

日高市学校給食センター (〒350-1231 鹿山19)  
☎ 042-985-3600

**お知らせ**

**ひだかインフォメーション**

市役所へのご連絡は ☎ 042-989-2111 FAX 042-989-2316  
ホームページアドレス <https://www.city.hidaka.lg.jp/>

## 埼玉西部消防局・所沢市消防出初式

埼玉西部消防局では、所沢市と共に消防出初式を実施します。

日時 1月7日(水)午前10時～正午  
(小雨決行)

場所 所沢航空記念公園(所沢市並木1-13)

問い合わせ 埼玉西部消防局総務課 ☎ 042-929-9120

## 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る案の縦覧

川越都市計画生産緑地地区の変更について、都市計画法第17条第1項の規定に基づく、案の縦覧を行います。

期間 1月14日(水)～28日(水)

縦覧場所・問い合わせ 都市計画課計画推進・企業説明・住宅政策担当 ☎ 042-989-2111

建物を取り壊したときは手続きが必要です

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在に所有している土地や建物などにかかる税金です。

建物を取り壊した場合、建物の一部を取り壊した場合も同様の手続きをしてください。

建物を取り壊した場合、法務局へ滅失登記の申請

登記していない建物を取り壊した場合、市へ取り壊しの申告

登記している建物を取り壊した場合、登記している建物を取り壊した場合

ねんきん  
ミニ知識  
保険年金課  
国民年金・医療費担当

## 老齢年金受給者に源泉徴収票が送付されます

令和7年中に厚生年金・国民年金の「老齢年金」など老齢(退職)を支給事由とする公的年金を受けた人には、令和7年分の年金支払総額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて日本年金機構より送付される予定です。確定申告や市民税・県民税申告の際に、添付書類として必要となりますので、大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失した場合や届かなかった場合は再交付ができます。基礎年金番号が確認できるものを用意し、下記へご連絡ください。

※遺族年金・障がい年金には税金がかからないため、源泉徴収票は送られません。

※確定申告や市民税・県民税の申告については、本紙6・7ページをご覧ください。

問い合わせ ☎ 0570-05-1165

※IP電話等の場合は、☎ 03-6700-1165におかけください。

所沢年金事務所 ☎ 04-2998-0170

住宅・物置・車庫など、建物を取り壊した所有者は、本年度の納税通知書の明細に記載された家屋の内容が現況と一致しているか確認の上、早めに手続きをしてください。

なお、建物を新築・増築した場合や、建物の一部を取り壊した場合も同様の手続きをしているか確認の上、早めに手続きをしてください。

建物の一部を取り壊した場合も同様の手続きをしてください。

建物を取り壊した場合、法務局へ滅失登記の申請

登記していない建物を取り壊した場合

市へ取り壊しの申告

登記している建物を取り壊した場合、登記している建物を取り壊した場合

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

広告 ひだか むさしのもりクリニック

心療内科・老年精神科  
042-978-6810

日高市上鹿山235-1